

五島市告示第 6 9 号

五島市地方就職学生支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 2 日

五島市長 出 口 太

五島市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、第 3 期五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づき、長崎県と共同して、市への移住及び定住の促進並びに市内の企業等における人手不足の解消に資するため、予算の定めるところにより、東京圏内の大学等を卒業し、又は修了した後、市に移住し、及び市内の企業等に就職する者に対し、長崎県が定める移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び創業支援事業実施要領（平成 3 1 年 4 月 2 6 日付け 3 1 地づ第 5 9 号。以下「県要領」という。）に基づく地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成 1 6 年五島市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち、条件不利地域（離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）、山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 4 4 年法律第 7 9 号）、半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）を除いたものをいう。
- (2) 大学等 大学又は大学院のうち、東京都内に本部を置くものをいう。
- (3) 市内の企業等 市内に事業所を有する企業等をいう。

(支援対象者)

第 3 条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、別表に定

める要件を全て満たす者とする。

(支援対象経費等)

第4条 支援金の交付の対象となる経費は、市内の企業等への就職に伴い市へ移住するための引越しに要する費用(運送費に限る。以下「移転費」という。)のうち、市内の企業等から支給された部分を除いた費用とする。

2 支援金の額は、移転費(自己負担額に限る。以下この項において同じ。)の実費額とする。ただし、実際の移転費が最低限の移転費であることを証明することができない場合は、141,000円以内の額で市長が定める額とする。

3 支援金の交付は、支援対象者1人につき、1回限りとする。

(申請書の提出期限)

第5条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、毎年度別に定める。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 就労証明書(様式第1号)

(2) 写真付き身分証明書その他の提示により本人であることを証明することができる書類の写し

(3) 卒業証明書又は修了証明書(卒業日又は修了日が、市内の企業等へ就職した日(以下「就職日」という。)の1年前の日以後の日であるものに限る。)

(4) 移転費の領収書

(5) 移住元の住所を確認することができる資料

(6) 支援金の振込先口座が記載された預金通帳又はキャッシュカードの写し

(支援金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。ただし、就職先である市内の企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 就職日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間、別表に定める要件を満たす職を辞さないこと。ただし、当該職を辞した日の翌日から起算して3月を経過する日までに新たに県要領第5の3(1)②の要件を満たす職に就いた場合は、この限りでない。

(2) 市への転入日の翌日から起算して5年を経過する日まで、市外へ転出しないこと。

(支援金の交付の決定の取消し)

第8条 前条各号の条件に違反した場合の規則第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しは、交付決定額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 前条第1号に違反した場合 全額

(2) 前条第2号に違反した場合 全額。ただし、支援金の申請日の翌日から起算して3年間以上市内に居住した後に市外へ転出した場合は、2分の1の額とする。

(支援金の交付手続の特例)

第9条 この支援金の交付については、規則第26条の規定により、規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

2 前項の規定による交付の決定及び額の確定の通知は、地方就職学生支援金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和7年5月22日から施行し、令和7年4月1日以後に市に移住し、及び市内の企業等に就職した者に係る支援金から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る支援金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

支 援 対 象 者 の 要 件	
(1)	移住等に関する要件

次のア、イ及びウの要件を満たす者であること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学等の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、及び当該大学等を卒業し、又は修了していること。
- b 大学等を卒業し、又は修了する年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 市に移住していること。
- b 支援金の申請時において、大学等を卒業し、又は修了した日の翌日から起算して1年以内かつ就職日の翌日から起算して1年以内であること。
- c 支援金の申請日の翌日から起算して5年以上、市内に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 五島市暴力団排除条例（平成24年五島市条例第34号）第2条に規定する暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
- c その他長崎県知事又は市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次のア及びイの要件を満たす者であること。

ア 就職先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学等を卒業し、又は修了した日の翌日から起算して1年以内に、勤務地が五島市内に所在する企業等に就職していること。
- b 就職先における勤務地が五島市内であること。
- c 就職先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- d 就職先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する企業等でないこと。
- e 就職先が官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- f 就職先が申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担

う職務を務めている企業等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

b 市外に事業所を有する市内の企業等に就職する場合は、五島市への勤務地限定型社員としての採用であること。

様式第1号（第6条関係）

就 労 証 明 書

1 就労者情報

フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2 移転費の支給について

移転費支給額	支給済みの場合は支給合計額を、支給予定の場合は支給上限額を、支給しない場合は0を記載してください 円
--------	---

3 就業条件等

就業日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。（※） ☐ 新規採用者である。
	☐ 無期の雇用である。
	☐ 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。（※） ☐ 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な 勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所であるなど)

※ 地方就職学生支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

以下は申請者が記載してください。

☐ 就業日から1年以上就業を継続すること及び転入日から5年以上五島市に居住することを宣誓のうえ地方就職学生支援金を申請します。

申請者氏名：

(※)

※ 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度地方就職学生支援金交付決定通知書
及び交付額確定通知書

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった地方就職学生支援金の交付については、五島市補助金等交付規則第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

なお、交付額の確定も行ったので、同規則第14条の規定により併せて通知する。

年 月 日

五島市長



記

- 1 この補助金の交付の対象となる経費及びその内容は、年 月 日付けで申請のあった移転費とする。
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円